

議案第68号

物品の取得について

次のとおり物品を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年6月19日提出

大田原市長 相馬 憲一

記

- 1 契約の目的 大田原市学校給食センター システム食器洗浄機購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 取得金額 21,010,000円
- 4 契約の相手方 大田原市加治屋83番地598
有限会社 アイエス厨房
代表取締役 磯 幸一